

I be One (DC) 規定集

- I be One (DC) 会員規約
- I be One + (DC) 規定
- I be One (DC) 保証委託約款

目 次

一体型カード 専用カード I be One (DC) 会員規約 …………… 1

一体型カード I be One + (DC) 規定 ……………29

一体型カード 専用カード I be One (DC) 保証委託約款 ……35

※生体認証付ICキャッシュカード一体型クレジットカードをご契約のお客さまにおかれましては
当行ホームページにて、キャッシュカードに関する規定をご確認いただけます。

<https://www.iwatebank.co.jp/regulation.html#List02>



一体型カード

生体認証付ICキャッシュカード一体型クレジットカードをご契約の方を対象とした規約、規定、約款です。

専用カード

クレジット専用カードをご契約の方を対象とした規約、約款です。

〈第1章 一般条項〉

第1条 (会員)

1. 会員には、本人会員と家族会員とがあります。
2. 本人会員とは、株式会社岩手銀行（以下「当行」と称します。）および三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」と称します。）が運営するDC標章を冠したクレジットカード取引システムに入会を申込み、当行および三菱UFJニコス（以下「両社」と称します。）がDC個人会員として入会を認めた方をいいます。
3. 家族会員とは、本人会員が利用代金の支払いその他両社との契約に関する一切の責任を引受けることを承認した家族で、本人会員が申込み両社が入会を認めた方をいいます。

第2条 (カードの発行と管理、規約の承認)

1. 両社は、会員1名ごとにDC標章を冠したクレジットカード（以下「カード」と称します。）を発行し、貸与します。カードの所有権は当行にあり、会員には善良なる管理者の注意をもって、カードを利用、管理していただきます。
2. 会員は、両社よりカードを貸与されたときは、本規約承認の上、直ちにその署名欄に会員自身の署名をしていただきます。会員が本規約を承認しない場合には、利用開始前に直ちにカードを切断した上で当行に返却するものとします。なお、本規約中のMasterCard Asia/Pacific Pte.Ltd.（以下「MasterCard Worldwide」と称します。）に関する規定は「DCマスターカード」に、VISA Worldwide Pte.Limited（以下「VISA Worldwide」と称します。）に関する規定は「DC VISA カード」に適用します。
3. カードは、カードの表面に会員名が印字された本人に限り利用でき、他の者に譲渡、貸与または担保に提供するなど、カードの占有を第三者に移転することは一切できません。
4. 会員は、会員番号およびカードの有効期限についての情報を本人によるクレジットカード取引システムの利用以外に他の者に使用させることはできません。
5. 前各項のいずれかに違反してカードが利用された場合、そのために生ずる一切の支払いについては、すべて会員の責任となります。

第3条 (暗証番号)

1. 会員は、所定の方法によりカードの暗証番号を申出していただきます。
2. 会員は、暗証番号につき生年月日や電話番号等他人から推測されやすい番号を避け、また他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 使用されたカードの暗証番号が当行に登録された暗証番号と一致していることを確認し、当該利用者を本人として取り扱った場合は、カード・暗証番号等に事故があっても、そのために生じた損害については、当行はその責任を負いません。

4. カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、そのために生じた損害については会員の責任となります。ただし、カードの管理および登録された暗証番号の管理において会員に責任がないと当行が認めた場合は、この限りではありません。

第4条 (カードの有効期限)

1. カードの有効期限は当行が指定するものとし、カード表面に西暦で月、年の順に記載したその月の末日までとします。
2. カードの有効期限が到来する場合、両社が引続き会員として適当と認める方には、新しいカードと会員規約を送付します。この場合、有効期限が到来したカードは破棄（磁気ストライプとICチップ部分を切断）のうえ、新しいカードを使用するものとし、
3. カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども、本規約を適用します。

第5条 (年会費)

1. 会員は当行に対し、所定の年会費を第7条第1項に定める方法によりお支払いいただきます。なお、お支払い済の年会費は、年度途中で退会または会員資格が取消しとなった場合等においても、返却いたしません。
2. 初年度年会費は、初回口座引き落とし日から翌年の応当日の前日までの1年間に充当し、2年目以降の年会費は初年度に準じて充当します。なお、カード交付日から初回口座引き落とし日までの期間は、年会費の支払いの対象とはしないものとし、
3. 口座引き落とし日に年会費をお支払いいただけない場合は、原則としてクレジットカードの利用を停止させていただきます。
4. 年会費が口座引き落とし日にお支払いいただけなかった場合は、翌月以降も口座引き落としをさせていただくことがあります。口座引き落とし日から3ヶ月以内に年会費をお支払いいただいた場合は、クレジットカードの利用を口座引き落とし日に遡って継続させる場合があります。

第6条 (カードの利用可能枠)

1. ショッピング利用代金（日本国内、国外でのカード利用による商品、権利の購入、役務の受領、通信販売、諸手数料などの利用代金を含みます。）およびキャッシング利用代金の未決済残高の合計は、本人会員、家族会員の利用額を合計して当行が定めた金額以内とし、この金額を「クレジットカード利用可能枠」とします。また当行は、「クレジットカード利用可能枠」の範囲内で「ショッピング利用可能枠」と「キャッシング利用可能枠」を別途定めることがあります。
2. 当行は、「ショッピング利用可能枠」の範囲内で2回払い、ボーナス一括払い、分割払い（含むボーナス併用分割払い）による利用可能枠（以下「分割払い利用可能枠」といいます。）およびショッピングに関するリボルビング払い（含むボーナス併用リボルビング払い）による利用可能枠（以下「ショッピングのリボルビング利用可能枠」といいます。）を別途定めることがあります。
3. 当行は、第1、2項に定めるショッピング利用可能枠、分割払い利

用可能枠・ショッピングのリボルビング利用可能枠とは別に、割賦販売法に定める「包括信用購入あっせん」に該当するカード取引（以下「割賦取引」といいます。）の利用可能枠（以下「割賦取引利用可能枠」といいます。）を定める場合があります。割賦取引利用可能枠は、当行が発行するすべてのカードに共通で適用されるものとします。会員は、当行が発行するすべてのカードによる、2回払い、ボーナス払い、分割払い（含むボーナス併用分割払い）、ショッピングに関するリボルビング払い（含むボーナス併用リボルビング払い）、およびその他の割賦取引において、本人会員、家族会員のショッピング利用額を合計した未決済残高の合計が、割賦取引利用可能枠を超えてはならないものとします。

4. 第1、2、3項の利用可能枠の与信期間は入会日から1年間とします。ただし期間満了日の前日までに当事者の一方から別段の意思表示がない場合にはこの期間はさらに同期間延長するものとし、以後も同様とします。
5. 第1、2、3項の利用可能枠については、当行はカードの利用状況その他の事情を勘案してこれを事前に通知することなく増額することができ、また必要と認めた場合はこれを事前に通知することなく減額することができるものとします。ただし、増額について、会員から希望しないとの申し出があった場合は、この限りではありません。
6. 会員は、当行が承認した場合を除き、第1、2、3項の利用可能枠を超えるカード利用はできないものとします。万一、当行の承認を得ずにこの利用可能枠を超えてカードを利用した場合、この利用可能枠を超えた金額は、一括して直ちにお支払いいただきます。
7. 会員が当行の発行するカードを複数所有している場合も、利用可能枠はカードの枚数にかかわらず第1、2項に定めた金額とします。

第7条（代金決済の方法等）

1. ショッピングおよびキャッシングサービスの利用代金、年会費、諸手数料など会員が当行に対して負担する一切の支払債務は、原則として毎月15日に締切り翌月から毎月10日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）に口座振替の方法により、会員指定の支払預金口座からお支払いいただきます。ただし、支払額の口座振替ができない場合には、約定支払日以降任意の日に、支払額の全額または一部につき口座振替できるものとします。なお、代金決済の方法について別に定めがある場合、または第6項に基づき口座振替を停止した場合その他当行が特に必要と認め会員に通知した場合、その方法に従いお支払いいただきます。また上記締切日、支払日または支払方法は当行の都合により変更することがあります。なお、事務上の都合により翌々月以降の指定日にお支払いいただくことがあります。
2. 第1項の場合、当行は普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードの提出なしに引き落とします。
3. 会員の日本国外におけるカード利用による代金は、日本円に換算の上、国内におけるカード利用代金と同様の方法でお支払いいただ

きます。日本円への換算には、MasterCard Worldwide または VISA Worldwide で売上データが処理された日の MasterCard Worldwide または VISA Worldwide が適用した交換レートに海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用を加算したレートを適用するものとします。

4. 当行は、毎月の支払債務（以下「支払金」と称します。）をご利用代金明細書により通知します。この通知を受けた後1週間以内に会員からの申し出がない限り、ご利用代金明細書の内容について承認されたものとして第1項の口座振替などを行います。
5. 支払期日に万一、金融機関の事情等により第1項の口座振替などができない場合は、別途当行の定める方法によりお支払いいただきます。また、会員は当行に協力して第1項の口座振替ができるように努めるものとします。
6. 当行は、会員が支払金の支払を遅滞した場合には、支払金の口座振替を停止する場合があります。

第8条（返済金の充当順序）

会員のお支払いいただいた金額が、本規約およびその他の契約に基づき当行に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員からの申し出がない限り、特に通知なくして、当行が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務に充当しても異議ないものとします。ただし、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る充当順序については、この限りではないものとします。

第9条（遅延損害金）

会員が支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金の元金に対し支払期日の翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約に基づく未払債務の元金残高に対し期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで、以下の年利割合（年365日の日割計算による。）による遅延損害金をお支払いいただきます。なお、遅延損害金の割合は、変更することがあります。

- (1)第26条に定める2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払いの場合は年率5.97%
- (2)前号以外のショッピング払いの場合は年率14.4%
- (3)キャッシングサービスの場合は年率19.92%

第10条（会員の再審査）

当行または三菱UFJニコスは、会員の適格性について入会後定期、不定期の再審査を行うことがあります。この場合、会員は当行または三菱UFJニコスから請求があれば求められた資料などの提出に応ずるものとします。

第11条（カードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格取消し、カードの差替えなど）

1. 会員が次のいずれかの事由に該当した場合、当行または三菱UFJニコスは会員に通知することなく、会員が当行または三菱UFJニコスから発行を受けたすべてのクレジットカード（以下本条に限りDCブランド以外のクレジットカードを含みます。）に対して、カードの利用断り、カードの利用停止および自動回収、会員資格の取消、カー

ド貸与の停止によるカードの返却請求もしくは磁気ストライプ部分の（ICカードの場合はICチップ部分も同様に）切断および破棄処分依頼、加盟店などに対する当該カードの無効通知または登録、当行または三菱UFJニコスが必要と認めた法的措置（以下「本件措置」といいます。）をとることができるものとします。

- (1)両社に届出べき事項に関し届出を怠ったまたは虚偽の申告をした場合。または、当行から要請があったにもかかわらず年収の届出（収入証明書の提出を含みます。）を怠った場合
 - (2)本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合
 - (3)会員が当行または三菱UFJニコスから発行を受けたすべてのクレジットカードのいずれかの規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合
 - (4)第13条第1、2項各号のいずれかの事由に該当した場合
 - (5)いわゆるショッピング枠の現金化など換金を目的とした商品もしくは権利の購入または役務提供の受領その他の方法による資金の調達のためにするカードのショッピング機能の利用（以下「ショッピング利用可能枠の現金化等」といいます。）など正常なカードの利用でないと当行または三菱UFJニコスが判断した場合
 - (6)その他、利用金額、利用間隔、過去の利用内容等から、会員のカード利用状況について不適切または第三者使用の可能性があると当行または三菱UFJニコスが認めた場合
 - (7)暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずるもの（以下これらを「暴力団員等」と称します。）、またはテロリスト等（疑いがある場合を含みます。）であることが判明した場合。および以下の①、②のいずれかに該当することが判明した場合
 - ①自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等またはテロリスト等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ②暴力団員等またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (8)自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき、法的な責任を超えた不当な要求をしたとき、当行との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由が生じた場合
 - (9)「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき本件措置をとる必要があると当行または三菱UFJニコスが判断した場合
 - (10)その他当行または三菱UFJニコスが会員として不適格と認めた場合
2. 本件措置は、加盟店を通じて行われる他、当行所定の方法によるものとします。

3. 会員は会員資格を取消された場合、カードを直接当行宛もしくは加盟店を通じて直ちに当行に返却、またはカードの磁気ストライプ部分を（ICカードの場合はICチップ部分も同様に）切断の上破棄し、本規約に定める支払期限にかかわらず、直ちに当行に対する未払債務をお支払いいただきます。
4. 本人会員が会員資格を取消された場合は、家族会員にも同様の措置をとるものとします。
5. 悪用被害を回避するために、当行が必要と認めた場合、会員はカードの差替えに協力するものとします。
6. 会員は、会員資格を取消された後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約に基づきその支払いの責任を負うものとします。
7. 会員は、当行または三菱UFJニコスが本件措置をとったことにより、会員に損害が生じた場合にも、当行または三菱UFJニコ스에賠償の請求をしないものとします。また当行または三菱UFJニコ스에損害が生じたときは、会員がその責任を負うものとします。

第12条（費用の負担）

1. 印紙代、公正証書作成費用など弁済契約締結に要する費用ならびに支払督促申立費用、送達費用など法的措置に要する費用は、退会后といえどもすべて会員の負担とします。
ただし、法令において利息とみなされる費用については、これを負担することにより法令に定める上限を超える場合は、その超過分については会員の負担としません。
2. 年会費等、会員が当行に支払う費用等に公租公課が課される場合、または公租公課（消費税等を含みます。）が増額される場合は、会員は当該公租公課相当額または当該増加額を負担するものとします。

第13条（期限の利益喪失）

1. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合は、本規約に基づく債務を含む当行との取引の一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当行に対する未払債務をお支払いいただきます。
 - (1)支払期日に利用代金の支払いを1回でも遅延したとき。ただし、第26条に定める2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払いの分割支払金、またはリボルビング払い、ボーナス併用リボルビング払いの弁済金については支払いを遅延し、当行から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - (2)保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
 - (3)支払の停止または破産、民事再生手続開始の申出があったとき。
 - (4)(3)の事由のほか、会員が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申立てたとき、あるいは自ら営業の廃止を表明したとき等、支払を停止したと認められる事実が発生したとき。
 - (5)預金その他当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (6)行方不明となり、当行から会員に宛てた通知が届出の住所に到達

しなくなったとき。

(7)相続の開始があったとき。

(8)当行が所有権を留保した商品の質入、譲渡、貸借その他当行の所有権を侵害する行為をしたとき。

(9)債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当行に到達したとき。

2. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合は、当行の請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに当行に対する未払債務をお支払いいただきます。

(1)第26条に定める2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、またはリボルビング払い、ボーナス併用リボルビング払いによる支払方法を利用した商品の購入（業務提供誘引販売個人契約を除きます。）が会員にとって自らの営業のためにもしくは営業として締結した売買契約、サービス提供契約となる場合で、会員が利用代金の支払いを1回でも遅延したとき。

(2)(1)のほか、割賦販売法第35条の3の60第1項各号に定める場合で、会員が利用代金の支払いを1回でも遅滞したとき。

(3)当行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。

(4)当行との取引約定の一つでも違反したとき。

(5)会員資格を喪失したとき。

(6)当行への報告または当行へ提出する書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたとき。

(7)会員が当行または三菱UFJニコスの発行するカードを複数所持している場合において、その1枚のカードについて本条に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(8)前各号のほか債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第14条（カードの紛失、盗難事故の場合の責任と免責、再発行、偽造等）

1. 会員はカードを紛失し、または盗難にあった場合、すみやかに下記の諸手続きをお取りいただきます。

(1)当行または三菱UFJニコスに直接電話などによる連絡

(2)当行または三菱UFJニコスへの所定の届出書の提出

(3)最寄りの警察署への届出

2. カードを紛失し、または盗難にあった場合、そのために生ずる支払いについては会員の責任となります。ただし、第1項の諸手続きをお取りいただいた場合、不正使用による損害のうち、当行または三菱UFJニコスが紛失、盗難の通知を受理した日からさかのぼって60日前以降に生じたものについては、次のいずれかに該当しない限り当行が負担します。この場合、会員はすみやかに当行または三菱UFJニコスが必要と認める書類を当行または三菱UFJニコスに提出するとともに、被害状況等の調査に協力するものとします。

(1)会員の故意または重過失に起因する場合

(2)会員の家族、同居人、留守番その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者など、会員の関係者が自ら行いもしくは加担した不正使用に起因する場合

(3)戦争、地震などによる著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使

用の場合

- (4)本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じた場合
 - (5)紛失、盗難が虚偽の場合
 - (6)紛失、盗難による第三者の不正使用が会員の生年月日、電話番号等個人情報の会員の責めに帰すべき事由による漏洩と因果関係にある場合
 - (7)会員が当行または三菱UFJニコスの請求する書類を提出しなかった場合、または提出した書類に不実の表示をした場合、あるいは被害調査の協力をしない場合
 - (8)カード裏面に会員自らの署名が無い場合
 - (9)カード利用の際使用された暗証番号と登録された暗証番号が一致している場合、ただし、登録された暗証番号の管理において会員に責任がないと当行が認めた場合は、この限りではありません。
3. 偽造カードの使用に係るカードの利用代金は、会員の負担とはなりません。ただし、偽造カードの作出または使用について、会員に故意または重大な過失がある場合、当該偽造カードの使用に係るカードの利用代金は、会員の負担とします。
4. カードは、両社が認める場合に限り再発行します。この場合、当行所定の手数料をお支払いいただきます。

第14条の2 (暗証番号変更等の場合のカードの取扱い)

会員は、カードに登録した暗証番号の変更等に伴い、当行から変更後の暗証番号を登録したICチップ付カードの再発行を受けたときは、変更前カードを破棄（磁気ストライプとICチップ部分を切断）のうえ、再発行カードを使用するものとします。なお、ICチップ付カードの再発行については第14条第4項に従い所定の手数料をお支払いいただくことがあります。

第15条 (退会)

1. 会員は、両社宛所定の退会届を提出するなどの方法により退会することができます。
2. 本人会員が退会した場合、家族会員も当然に退会になるものとします。
3. 第1項および第2項の場合、会員はカードを直ちに当行または三菱UFJニコスへ返却していただくか、カードの磁気ストライプ部分を（ICカードの場合はICチップ部分も同様に）切断のうえ破棄していただきます。なお、この場合、第13条の「期限の利益喪失」条項などに該当するときは本規約に定める支払期限にかかわらず、当行に対する一切の未払債務をお支払いいただくことがあります。
4. 会員は、退会した後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約に基づきその支払いの責任を負うものとします。

第16条 (届出事項の変更手続)

1. 会員が両社に届出た氏名、住所、電話番号（連絡先）、取引目的、職業、勤務先、連絡先、支払預金口座、暗証番号、家族会員などに変更があった場合は、直ちに両社宛所定の届出用紙を提出するなどの方法により手続きをしていただきます。また、会員は、法令等の定めによる

など、当行が年収の申告（収入証明書の提出を含みます。）を求めた場合、直ちに当行宛所定の届出用紙を提出するなどの方法により手続きをしていただきます。

2. 第1項の変更手続がないために、当行または三菱UFJニコスもしくは両社が会員に対して届出の郵便物宛先に送付する郵便物が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。ただし、会員にやむを得ない事情がある場合は、この限りではないものとします。
3. 会員と当行または三菱UFJニコスとの間で本規約以外の契約がある場合において、会員が住所・氏名・電話番号（連絡先）・勤務先・年収等の変更を、本規約を含むいずれかの契約について届出をした場合には、会員と当行または三菱UFJニコスとの間のすべての契約について、変更の届出をしたものとみなすことがあります。
4. 会員が第1項により当行に届出した情報のうち、氏名、住所、電話番号（連絡先）、取引目的、職業、勤務先、連絡先は、本規約第17条の5に基づき、株式会社いわぎんディーシーカード（以下「いわぎんDC」といいます。）が利用します。

第16条の2（法令に基づく本人確認・取引時確認）

当行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認（本人特定事項（氏名・住居・生年月日）、取引目的および職業等の確認）の手続きが、当行所定の期間内に完了しない場合、入会をお断りすることや会員資格の取消、またはカードの全部もしくは一部の利用を停止することがあります。

第16条の3（カード利用代金債権の譲渡等の同意）

会員は、当行が必要と認めた場合、当行が会員に対して有する債権を、取引金融機関（その関連会社を含みます。）・特定目的会社・債権回収会社等に譲渡すること、ならびに当行が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、およびこれらに伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供することにつき、あらかじめ同意するものとします。

第16条の4（付帯サービス等）

1. 会員は、当行または当行が提携する第三者（以下「サービス提供会社」と称します。）が提供するサービスおよび特典（以下「付帯サービス」と称します。）を当行またはサービス提供会社所定の方法により利用することができます。会員が利用できる付帯サービスの内容、利用方法等については、当行が書面等の方法により通知または公表します。
2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれにしたがうものとし、サービスを利用できない場合があることをあらかじめ承認するものとします。
3. 会員は、当行またはサービス提供会社が必要と認めた場合、会員への予告または通知なしに、当行またはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更、もしくは中止することをあらかじめ承認するものとします。
4. 会員は、カードの有効期限の到来、退会、会員資格取消等により会員資格を喪失した場合等、当然に付帯サービスを利用することが

できなくなることをあらかじめ承認するものとします。

第16条の5(クレジットカード事務の委託)

1. 当行は、本規約に基づくクレジットカードに関する事務(与信事務(与信判断事務を除きます。)、代金決済事務、およびこれらに付随する事務等)を三菱UFJニコスまたはいわぎんDCに委託します。会員は三菱UFJニコスおよびいわぎんDCが当行より受託して本規約に基づくクレジットに関する事務を行うことに同意するものとします。
2. クレジットカードに関する事務の委託に伴い、三菱UFJニコスまたはいわぎんDCが当行にかわって会員に対しご連絡する場合があります。

第16条の6(クレジットカード債務の保証の取得)

1. 会員は、利用代金、利息、手数料、損害金等のクレジットカード取引から生じる一切の債務(ただし年会費は除きます。)について、いわぎんDCの保証を得るものとします。
2. 会員は、いわぎんDCの保証がなされない場合、両社からカードの発行を受けられない場合があることを予め承諾するものとします。
3. いわぎんDCの保証を得るについて、会員はいわぎんDCの定める保証委託約款を予め承諾するものとします。
4. 会員は当行に対する債務の履行を怠った場合、いわぎんDCが当行からの保証債務の履行の請求に応じ、会員に対する通知・催告なくして代位弁済しても何ら異議を述べないものとします。

〈第2章 個人情報の取扱い条項〉

第17条(与信目的による個人情報の取得・保有・利用)

1. 会員および入会申込者(以下併せて「会員等」と称します。)は、本規約に基づくカード取引契約(契約の申込みを含みます。以下同じ。)を含む当行との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」と称します。)を両社が保護措置を講じた上で取得・保有・利用することに同意するものとします。
 - ①本人を特定するための情報(氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等)、取引目的、職業、その他入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または当行に提出した書面等に記載された本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)
 - ②入会申込日、入会承認日、支払預金口座、ご利用可能枠等、本規約に基づくカード取引契約の内容に関する情報(本申込みの事実を含みます。)
 - ③本規約に基づくカード取引の利用状況・利用履歴、支払開始後の利用残高、利用明細、月々の返済状況、および電話等での問合せにより知り得た情報
 - ④本規約に基づくカード取引に関する会員等の支払能力を調査するため、または支払途上における支払能力を調査するため、会員等

が申告した会員等の資産、負債、収入、支出、ならびに本規約に基づく契約以外の会員等との契約における会員等のカード利用・支払履歴

- ⑤会員等または公的機関等から、適法かつ適正な方法により取得した、住民票等公的機関等が発行する書類の記載事項
- ⑥本人確認資料、収入証明書等、法令に基づき取得が義務付けられて、または認められることにより会員等が提出した書類の記載事項
- ⑦官報、電話帳、住宅地図等において公開されている情報

第17条の2 (カード機能の提供および営業目的による個人情報の利用)

1. 会員等は、当行または三菱UFJニコスがカード発行、会員管理およびカード付帯サービス(会員向け各種保障制度、各種ポイントサービス等)を含むすべてのカード機能の提供のために第17条第1項①②③の個人情報を利用することに同意するものとします。
2. 会員等は、当行または三菱UFJニコスが下記の目的のために第17条第1項①②③の個人情報を利用することに同意するものとします。
 - (1)当行または三菱UFJニコスのクレジット関連事業における市場調査・商品開発
 - (2)当行、三菱UFJニコスまたは加盟店等のクレジット関連事業における宣伝物・印刷物の送付および電話等による、営業案内
なお、三菱UFJニコスのクレジット関連事業とは、クレジットカード、融資、信用保証等となります。事業内容の詳細につきましては、次のホームページにおいてご確認いただけます。
(URL) <http://cr.mufg.jp>
3. 当行または三菱UFJニコスは、本規約に基づくカード取引契約に関する与信業務の一部または全部を当行または三菱UFJニコスの提携先企業に委託する場合、個人情報の保護措置を講じた上で、第17条第1項により取得した個人情報を当該提携先企業に提供し、当該提携先企業が利用することがあります。
4. 当行または三菱UFJニコスは、当行または三菱UFJニコスの事務(コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託(契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含みます。)する場合、個人情報の保護措置を講じた上で、第17条第1項により取得した個人情報を当該業務委託先に提供し、当該企業が利用することがあります。

第17条の3 (個人信用情報機関への登録・利用)

1. 会員等は、当行または三菱UFJニコスがそれぞれ加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「加盟信用情報機関」と称します。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下、「提携信用情報機関」と称します。)に照会し、会員等の個人情報(官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等に係り本人から申告された情報、電話帳記載の情報など、加盟信用情報機関および提携信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録する

情報を含みます。)が登録されている場合には、当行または三菱UFJニコスが、会員等の本契約を含む当行または三菱UFJニコスとの与信取引に係る支払能力の調査および与信判断ならびに与信後の管理(転居先の調査等を含みます。)のために、その個人情報を利用することに同意します。ただし、会員等の支払能力に関する情報については、銀行法施行規則、割賦販売法および貸金業法等により会員等の支払能力の調査の目的に限り、当行または三菱UFJニコスが利用することに同意するものとします。

2. 会員等は、会員等の本規約に基づくカード取引に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、当行または三菱UFJニコスにより加盟信用情報機関に本規約末尾の表に定める期間登録され、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により、会員等の支払能力に関する調査および与信判断ならびに与信後の管理(転居先の調査等を含みます。)のために、利用されることに同意します。ただし、会員等の支払能力に関する情報は、銀行法施行規則、割賦販売法および貸金業法等により会員等の支払能力の調査の目的に限り、利用されることに同意します。
3. 会員等は、加盟信用情報機関に登録されている個人情報が、加盟信用情報機関および当行または三菱UFJニコスにより、正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、相互に提供され、利用されることに同意するものとします。
4. 加盟信用情報機関および提携信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要は本規約末尾に記載しております。また、当行または三菱UFJニコスが本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知のうえ同意を得るものとします。
5. 第4項の加盟信用情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等本人確認書類の記号番号、契約の種類、契約日、利用可能枠、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払状況、および取引事実にに関する情報(債権回収、債務整理、強制解約、破産申立、債権譲渡等)、その他本規約末尾の表に定める、加盟信用情報機関指定の情報となります。

第17条の4 (個人情報の公的機関等への提供)

会員等は、当行が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意するものとします。また、当行が本規約に基づくカード取引契約を含む当行との取引の与信判断および与信後の管理のため、住民票等公的機関等が発行する書類を取得するに際し、公的機関等から個人情報の提供を求められた場合、当該個人情報を提供することに同意するものとします。

第 17 条の 5 (個人情報*の*いわぎんDCへの提供)

会員等は、当行が本規約および保証委託契約にもとづき本契約におけるカード取引の一切の債務保証を行ういわぎんDCに対し、第17条第1項の個人情報を提供し、いわぎんDCが本保証取引を含むいわぎんDCとの取引の与信判断および与信後の管理のために利用することに同意するものとします。

第 18 条 (個人情報*の*開示・訂正・削除)

1. 会員等は、当行、三菱UFJニコス、加盟信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより各社の保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

①当行に開示を求める場合には、下記までお願いいたします。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えいたします。

株式会社岩手銀行 お客さま相談センター

〒020-8688 住所 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

TEL0120-064626

②加盟信用情報機関に開示を求める場合には、本規約末尾に記載の加盟信用情報機関に連絡してください。

2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当行または三菱UFJニコスは個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。

第 19 条 (本規約第 2 章に不同意の場合)

当行または三菱UFJニコスは、会員等が入会申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本規約第2章(変更後のものも含みます。)の内容の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会手续をとることがあります。ただし、本規約第17条の2第2項に定めるクレジット関連事業における市場調査・商品開発あるいは営業案内を目的とした利用について同意しない場合でも、これを理由に当行または三菱UFJニコスが入会をお断りすることや退会手续をとることはありません。ただし、この場合は、当行、三菱UFJニコスおよび当行または三菱UFJニコスの加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられない場合があることを会員等はあらかじめ承認するものとします。

第 19 条の 2 (利用・提供中止の申し出)

本規約第17条の2第2項に定めるクレジット関連事業における市場調査・商品開発あるいは営業案内を目的とした利用について同意を得た範囲内で当行または三菱UFJニコスが当該情報を利用している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降の当行または三菱UFJニコスでの利用、他社への提供を中止する措置をとります。ただし、請求書等に同封される宣伝物・印刷物については、この限りではありません。また、当該利用中止の申し出により当行、三菱UFJニコスおよび当行または三菱UFJニコスの加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられなくなる場合があることを会員等は、あらかじめ承認するものとします。

第20条 (問合せ窓口)

1. 会員等の個人情報に関するお問合せや開示・訂正・削除、またはご意見の申し出、あるいは利用・提供中止の申し出等は、下記までお願いします。

株式会社岩手銀行 お客さま相談センター

〒020-8688 住所 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

TEL0120-064626

なお、当行は個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置しております。

2. 三菱UFJニコスが利用している会員等の個人情報の、三菱UFJニコスにおける利用に関するお問合せや開示・訂正・削除、またはご意見の申し出、あるいは利用・提供中止の申し出等は、下記までお願いします。

なお、三菱UFJニコスは個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報保護総轄管理者を設置しております。

三菱UFJニコス株式会社 DCカードコールセンター

東京：〒150-8015 東京都渋谷区道玄坂1-3-2

TEL 03-3770-1177

大阪：〒541-8539 大阪府中央区瓦町2-1-1

TEL 06-6533-6633

第20条の2 (契約不成立時および会員資格取消・退会申込後の個人情報の利用)

1. 本規約に基づくカード取引契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第17条および第17条の3第2項に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 両社は、第11条および第15条に定める会員資格取消または退会申出後も、第17条、第17条の2および第17条の4に定める目的（ただし、第17条の2第2項を除きます。）で、法令等または両社が定める所定の期間、個人情報を保有し、利用します。

第20条の3 (条項の変更)

第2章に定める同意条項は法令に定める手続きに従い、必要な範囲内で変更できるものとします。

〈第3章 総則〉

第21条 (外国為替および外国貿易管理に関する諸法令などの適用)

日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される諸法令により一定の手続きを必要とする場合には、当行の要求に応じこの手続きをとるものとし、また、これらの諸法令の定めるところに従い、国外でのカード利用の制限もしくは停止に応じていただくことがあります。

第22条 (準拠法)

会員と両社または当行もしくは三菱UFJニコスとの間の諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第23条 (合意管轄裁判所)

会員と当行または三菱UFJニコスもしくは両社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地、購入地、当行の本店、三菱UFJニコスの本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第24条 (規約の変更)

本規約の変更について、両社のいずれかから変更内容を通知した後または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、会員が変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。

(第4章 ショッピング条項)

第25条 (ショッピングの利用方法)

1. 会員は、次の(1)から(5)に記載した加盟店(以下「加盟店」と称します。)にカードを提示し、所定の売上票などに会員自身の署名を行うことによって、商品、権利の購入ならびに役務の提供を受けることができます。ただし、(3)、(4)の日本国外の加盟店では、加盟店によっては利用できない場合があります。なお、売上票などへの署名に代えて、加盟店に設置されている端末機でカードおよび登録されている暗証番号を操作するなど所定の手続きにより、同様のことができます。
 - (1)両社または当行もしくは三菱UFJニコスが契約した加盟店
 - (2)当行または三菱UFJニコスと提携したクレジットカード会社(以下「提携カード会社」と称します。)が契約した加盟店
 - (3)MasterCard Worldwide加盟の金融機関またはクレジットカード会社と契約した日本国内および日本国外の加盟店
 - (4)VISA Worldwide加盟の金融機関またはクレジットカード会社と契約した日本国内および日本国外の加盟店
 - (5)その他当行が定める加盟店
2. 第1項の規定にかかわらず、通信販売などカードの利用方法を、当行、三菱UFJニコス、MasterCard Worldwide、VISA Worldwideのいずれかが別に定めた場合には、会員はこれらの方法によるものとし、この場合にはカードの提示、署名などを省略することができます。
3. 通信料金等当行または三菱UFJニコス所定の継続的役務については、当行または三菱UFJニコスが適当と認めた場合、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。この場合、会員は、会員番号等の変更等があった場合、もしくは会員資格の取消し等によりカードを利用することができなくなった場合は、その旨を当該加盟店に通知するものとし、別途当行または三菱UFJニコスから指示がある場合にはこれに従うものとします。また、会員は、当該加盟店の要請があったとき、その他当該役務の提供を継続的に受けるために当行または三菱UFJニコスが必要であると判断したとき、会員番号等の変更情報等が当行または三菱UFJニコスから加盟店に通知されることをあらかじめ承認するものとします。
4. ショッピングの1回あたりの利用可能枠は、日本国内では当行と

加盟店との間で定めた金額までとし、日本国外ではMasterCard WorldwideまたはVISA Worldwideが各国で定めた金額までとします。なお、利用の際、加盟店を通じて当行の承認を得た場合は、この利用可能枠を超えて利用することができます。

5. カードの利用に際して、利用金額、購入商品・権利や提供を受ける役務によっては、当行の承認が必要となります。また当行は、インターネット等による海外ギャンブル取引におけるカード利用や換金を目的としたショッピング取引におけるカード利用など、会員のカード利用が適当でないと判断した場合には、カードの利用をお断りすることがあります。また一部商品（貴金属・金券類等）については、利用を制限もしくはお断りさせていただく場合があります。
6. 当行または三菱UFJニコスは、悪用被害を回避するため当行または三菱UFJニコスが必要と認めた場合、加盟店に対し会員のカード利用時に本人確認の調査を依頼することがあり、この際は会員はこの調査に協力するものとします。また当行または三菱UFJニコスは、会員のカード利用内容について会員に照会させていただくことがあります。
7. 当行は、カード利用による代金を、会員に代って加盟店に立替払いするものとします。会員がカード利用により購入した商品の所有権は、当行が加盟店に立替払いしたことにより加盟店から当行に移転し、会員の当該代金完済まで当行に留保されるものとします。
8. 会員は、ショッピング利用可能枠の現金化等をしてはならないものとします。
9. 三菱UFJニコスは当行に代って第7項の支払いをすることができるものとし、三菱UFJニコスが支払いをする場合は、ショッピングおよび支払いに関する会員規約については当行を三菱UFJニコスと読み替えるものとします。

第26条 (ショッピング利用代金の支払区分)

1. ショッピング利用代金の支払区分は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、分割払い（支払回数3回以上の回数指定払い）、ボーナス併用分割払い（分割払いにボーナス払いを併用した回数指定払い）、リボルビング払い、ボーナス併用リボルビング払いのうちから、会員がカード利用の際に指定するものとします。ただし、1回払い以外の支払区分については、一部の加盟店で指定できない場合があります。また日本国外における利用代金の支払区分は、原則として1回払いとします。
2. 分割払いの場合、利用代金（現金価格）に、会員が指定した支払回数に対応した当行所定の分割払手数料を加算した金額を各月の支払期日に分割（以下「分割支払金」と称します。）してお支払いいただきます。なお、支払総額ならびに月々の分割支払金は、当行より送付するご利用代金明細書記載の通りとします。
3. 分割払いの手数料は、元利均等残債方式により、分割払利用残高に対して当行所定の料率を乗じて得られる金額とします。この場合、第1回目の分割払いの手数料は、初回締切日の翌日から翌月支払期日

までの日割計算（年365日とします。）、第2回目以降は支払期日の翌日から翌月支払期日までを1ヵ月とする月利計算を行うものとします。なお、利用日から初回締切日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。

4. ボーナス併用分割払いのボーナス支払いは、最初に到来した当行所定のボーナス支払月よりお支払いいただきます。またボーナス支払月の加算対象額は、1回のカード利用に係る現金価格の50%とし、当行所定の分割払手数料を加算した金額をボーナス併用回数に応じて分割し、月々の分割支払金に加算してお支払いいただきます。
5. リボルビング払いの場合、会員が下記の当行所定の方式のうちから選択した支払コースに基づく元金および手数料支払額の合計額（以下「弁済金」と称します。）を翌月から各支払期日にお支払いいただきます。ただし、第6条に定めるリボルビング利用可能枠を超えて利用した場合、その超過額の全額を1回払いとしてお支払いいただきます。
 - (1)元金定額方式による支払コースを選択したときは、別表記載の支払コース所定の元金支払額に第7項に定める手数料を加算した支払額
 - (2)残高スライド方式による支払コースを選択したときは、別表記載の締切日のご利用残高に応じた支払コース所定の支払額（当該金額には第7項に定める手数料を含むものとします。）
6. ボーナス併用リボルビング払いの場合、会員が当行所定の方法により申し出て、当行が認めた場合、会員が指定したボーナス月に指定した支払額を加算することができます。この場合会員はリボルビング利用残高および第7項の手数料の返済として、「ボーナス月」の支払日に指定した支払額（以下「ボーナス加算金額」と称します。）を月々の弁済金に加算してお支払いいただきます。なお、会員が指定できる「ボーナス月」は以下の(1)から(4)までのいずれかとします。また「ボーナス加算金額」は、会員が1万円以上1万円単位で指定した金額とします。(1)1月および7月 (2)12月および7月 (3)1月および8月 (4)12月および8月
7. リボルビング払いの手数料は、毎月締切日の翌日から翌月締切日までの日々のリボルビング利用残高（100円未満切捨て）に対して当行所定の割合で日割計算（年365日とします。）した金額を、翌々月の支払日にお支払いいただきます。ただし、利用日から最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。
8. 当行は、金融情勢の変化など相当の事由がある場合、本条の手数料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。手数料率の変更について、当行から変更内容を通知した後は、第24条の規定にかかわらずリボルビング払いの手数料はその時点におけるリボルビング利用残高の全額に対して変更後の手数料率が適用されるものとします。

第26条の2（リボ事前登録サービス）

会員が事前に申し出て当行が適当と認めた場合、国内、海外すべてにおける加盟店でのショッピング代金のお支払いを、第26条第1項にか

かわらず、当行が別途定める条件によりリボルビング払いにすることができます。この場合、第26条によりお支払いいただきます。

第26条の3 (ショッピングリボ切替サービス)

1. 会員は当行の定める期日までに申込みをし、当行が適当と認めた場合、当行が別途定める条件により、第26条第1項によらず、ショッピング利用代金の全部または一部の支払方法を、当行所定の基準により、1回払い・2回払い・ボーナス一括払いからリボルビング払いに変更することができます。この場合、当初の利用日に遡ってリボルビング払いによるカード利用があったものとして、第26条によりお支払いいただきます。
2. 会員が第1項の当行の定める条件に違反した場合、支払方法の変更は無効となり、会員は当行に対する債務を直ちに一括して支払うものとしします。

第27条 (分割払いの繰上返済)

会員は、第7条に定める代金決済の方法の他に、当行が別途定める方法により、分割払いに係る債務の全額または一部（ただし、売上票単位の全額に限ります。）を繰上返済することができます。

第27条の2 (リボルビング払いの繰上返済)

1. 会員は、第7条に定める代金決済方法の他に、当行が別途定める方法により、リボルビング払いに係る債務の全額を繰上返済することができます。
2. 会員は、第7条に定める代金決済方法の他に、当行が別途定める方法により、リボルビング払いに係る債務の一部を繰上返済することができます。この場合、当行は、原則として、返済金の全額をリボルビングご利用残高（元本）に充当するものとしします。
3. 会員は、毎月15日（当行休業日の場合は前営業日）までに当行に申し出ることにより、当行が認める範囲で、次回約定支払日に支払うべきリボルビング払いに係る弁済金（元金定額方式の場合は手数料を除きます。）を臨時に増額することができるものとしします。

第28条 (見本・カタログなどと現物の相違)

会員が、見本、カタログなどにより申込みをした場合において引渡され、または提供された商品、権利、役務が、見本、カタログなどと相違しているときは、会員は加盟店に商品等の交換、または再提供を申し出るか、または当該売買契約もしくは提供契約を解除することができるものとしします。

第29条 (支払停止の抗弁)

1. 加盟店より購入もしくは提供を受けた商品、権利、役務について当該加盟店と紛議が生じた場合、会員は当該加盟店との間で解決し、当行に迷惑をかけないものとしします。
2. 第1項にかかわらず、会員は、2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、リボルビング払いにより購入もしくは提供を受けた商品、権利、役務について次の事由がある場合、その事由が解消されるまでの間、当行に対して当該事由に係る商品、権利、役務について、支払いを停止することができるものとしします。

- (1)商品、権利の引渡しもしくは役務の提供がなされない場合
 - (2)商品の破損、汚損、故障、その他瑕疵(欠陥)がある場合
 - (3)クーリングオフ、中途解約(特定商取引に関する法律に定める関連商品以外の商品は除きます。)に応じないとき、または中途解約に伴う精算手続が行われないとき
 - (4)その他商品、権利の販売や役務の提供について加盟店との間で紛議が生じている場合
3. 当行は、会員が前項の支払停止を行う旨を当行に申し出た場合、直ちに所要の手続きを取るものとします。
 4. 会員は、第3項の申し出をする場合、あらかじめ上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
 5. 会員は、第3項の申し出をした場合、すみやかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付)を当行に提出するよう努めるものとします。また当行が上記の事由について調査する必要がある場合は、会員はその調査に協力するものとします。
 6. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、支払いを停止することはできないものとします。
 - (1)会員が営業のためもしくは営業として締結した売買契約、サービス提供契約(業務提供誘引販売個人契約に係るものを除きます。)に係るショッピング利用代金である場合
 - (2)(1)のほか割賦販売法第35条の3の60第1項各号に定める場合に該当するショッピング利用代金である場合
 - (3)2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払いの場合は1回のカード利用に係る支払総額が40,000円に満たないとき、リボルビング払い、ボーナス併用リボルビング払いの場合は1回のカード利用に係る現金価格が38,000円に満たないとき
 - (4)割賦販売法に定める指定権利以外の権利に係るショッピング利用代金であるとき
 - (5)会員による支払いの停止が信義に反すると認められる場合
 7. 会員は、当行がショッピング利用代金の残額から第2項による支払いの停止額に相当する金額を控除して請求した場合は、控除後のショッピング利用代金の支払いを継続していただきます。

第30条(会員・加盟店間の契約の中途解約等)

1. 会員は、会員・加盟店間の契約が、特定商取引に関する法律に定める特定継続的役務提供契約に該当するときには、いつでも当該役務提供契約および当該役務提供契約に際して締結された関連商品の売買契約(以下本条で「特定継続的役務提供等契約」と称します。)を中途解約することができます。
2. 会員は、特定継続的役務提供等契約を中途解約するときは事前にその旨を当行に通知し、所定の手続きをとるものとします。
3. 会員の都合により、特定継続的役務提供等契約を中途解約した場合、会員は当該立替払契約に基づく残債務全額につき、繰上償還することとします。当該償還金額は、当該特定継続的役務提供等契約に係る利用残高に、分割払い、ボーナス併用分割払いのときは直前支払

期日の翌日から中途解約日まで、リボルビング払いのときは直前締切日の翌日から中途解約日まで、当行所定の割合で日割計算（年365日とします。）した手数料を加算した金額とします。

4. 第3項の場合、会員は、会員の当行に支払うべき償還金額を上限として当行が当該代金を立替払いした加盟店が中途解約による未提供役務の対価に相当する額、または、未行使の権利の対価に相当する額（いずれも関連商品の返還がなされたときはその代金を含みます。）から会員が加盟店に支払うべき金額を控除した金額（以下「返還額」と称します。）を、直接当行に支払うことおよび会員は直接加盟店に請求しないことをあらかじめ同意するものとします。当行は加盟店から支払いを受けた場合、第3項の償還金に充当し、また会員は返還額が償還金額に満たないときは、直ちにその残額を当行に支払うものとします。ただし、やむを得ない事情があるときは当行が認める精算方法に従うものとします。なお、償還金額を超える返還額については、償還金についての清算終了後、加盟店に対し直接、超過部分を会員に支払うことを請求することができるものとします。
5. 加盟店側の責めに帰すべき事情に起因して会員が将来の役務の提供が受けられなくなったとき、または、将来の権利の行使ができなくなったときは、当該事情が発生した時点で特定継続的役務提供等契約が中途解約がなされたものとして、第3、4項の中途解約手続きに準じて残債務額を計算するものとし、会員は返還額との差額を支払うものとします。この場合、会員は役務提供を受けた期間・権利行使の状況、商品の使用状況、数量等の調査に協力するものとします。なお、調査の結果、第4項のなお書きに該当した場合でも、返還額の全額が現実に加盟店から当行に支払われたときを除いて、超過金の支払請求権を当行に対して行使することはできないものとします。
6. 会員は、当行が加盟店の請求により中途解約手続きに必要な限度において、会員が当行に支払い済みの分割支払金または弁済金を当行が加盟店に通知することを承諾するとともに、会員が加盟店から提供を受けた役務相当額を把握するため、加盟店の会員に対する提供済役務について、当行が会員および加盟店に開示を求め、その内容を把握することを承諾します。

〈第5章 キャッシングサービス条項〉

第31条（キャッシングサービスの利用方法）

1. 当行より利用を認められた会員は、当行の指定する日本国内の現金自動支払機（以下「支払機」と称します。）で、カードおよび登録されている暗証番号を操作することにより、当行からキャッシングサービスを受けることができます。なお、融資額は、1回1万円以上1万円単位とします。この場合、会員は、当行所定のATM利用手数料を第7条に定める代金決済方法に従い支払うものとします。
2. 当行より日本国外でのキャッシングサービスの利用を認められた会員は、次の(1)から(4)に記載した金融機関など日本国外のキャッシングサービス取扱場所で、カードを提示し、所定の伝票に会員自身

の署名をすることにより、または当行の指定する日本国外の支払機
で、カードおよび登録されている暗証番号を操作することにより、
日本国外でキャッシングサービスを利用することができます。なお、
融資額は、MasterCard WorldwideまたはVisa Worldwideもしくは
当行が指定する現地通貨単位とします。このキャッシングサービス
取扱場所が所定の手数料を定めているときの、取扱場所への当行の
立替払い、会員からの徴求方法は第1項と同様とします。このキャッ
シングサービス取扱場所が所定の手数料を定めているときの、取扱
場所への当行の立替払い、会員からの徴求方法は第1項と同様としま
す。

- (1)MasterCard WorldwideまたはVISA Worldwideと提携した金融
機関などの本支店
 - (2)(1)の金融機関が提携した金融機関などの本支店
 - (3)当行または提携金融機関の本支店
 - (4)その他当行の指定する金融機関の本支店
3. 第1、2項にかかわらず当行より利用を認められた会員は、当行が別
途定める方法により、キャッシングサービスを受けることができます。
 4. 当行がやむを得ないものと認めて所定の利用可能枠を超えてキャッ
シングサービスを行なった場合も、本規約の各条項が適用されるも
のとしします。
 5. 当行はキャッシングサービスの利用可能枠を任意に変更できるも
のとしします。

第32条 (キャッシングサービス利用代金の支払方法)

1. キャッシングサービス利用代金の支払方法は、1回払いとリボルビ
ング払いのうちから、会員がカード利用の際に指定するものとしま
す。ただし、リボルビング払いは一部の提携金融機関で指定できな
い場合があります。
2. 1回払いの場合、当行所定の支払期日に利息を加算して一括返済す
るものとし、その利息は、利用日の翌日から支払日までのキャッ
シングサービス利用残高に対して、当行所定の割合で日割計算（年365
日とします。）した金額とします。
3. リボルビング払いの場合、会員が下記の当行所定の方式のうち
から選択した支払いコースに基づく元金および利息の合計額を翌月
から各支払期日にお支払いいただきます。
 - ①元金定額方式による支払いコースを選択したときは、会員が申し
出て当行が承認した元金支払い額に次項に定める利息を加算した
合計額
 - ②残高スライド支払いコースを選択したときは、別表記載の締切日
のご利用残高に応じた支払いコース所定の支払い額（当該金額に
は次項に定める利息を含むものとしします。）
4. リボルビング払いの利息は、毎月締切日（初回は利用日）の翌日
から翌月締切日までのリボルビング利用残高に対して当行所定の割合
で日割計算（年365日とします。）した金額を、翌々月の支払日にお
支払いいただきます。

5. 第2、3、4項の利率については、当行は当行所定の基準および方法により優遇できるものとし、金融情勢の変化など相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。

第32条の2 (キャッシングリボ事前登録サービス)

第32条第1項にかかわらず、会員が事前に申し出て当行が適当と認めた場合、国内、海外すべてにおけるキャッシング利用分のお支払を当行が別途定める条件によりリボルビング払いにすることができます。この場合第32条を適用しお支払いいただきます。

第32条の3 (キャッシングリボ切替サービス)

1. 第32条第1項にかかわらず、会員は当行の定める期日までに申込みをし当行が適当と認めた場合、当行が別途定める条件により、国内、海外全てにおけるキャッシングのご利用代金の全部または一部の支払方法を、当行所定の基準により1回払いからリボルビング払いに変更することができます。この場合、1回払いの利用日に遡って、リボルビング払いによるカードの利用があったものとして第32条によりお支払いいただきます。
2. 会員が前項の当行の定める条件に違反した場合、支払方法の変更は無効となり、会員は当行に対する債務を直ちに一括して支払うものとします。

第32条の4 (キャッシングサービスの利用代金の繰上返済)

一括払いの場合、会員は第7条に定める代金決済方法の他に、当行が別途定める方法により、キャッシングサービスのご利用毎の利用代金(ただし、毎月15日の締切日以降は、次回約定支払日に支払うべき利用代金の合計額)の全額を繰上返済できるものとします。

リボルビング払いの場合、会員は、第7条に定める代金決済方法の他に、当行が別途定める方法により、リボルビング払いにかかる債務の全額を繰上返済することができます。

リボルビング払いの場合、会員は、第7条に定める代金決済方法の他に、当行が別途定める方法により、リボルビング払いにかかる債務の一部を繰上返済することができます。この場合当行は、原則として返済金の全額をリボルビングご利用残高(元本)に充当するものとします。

リボルビング払いの場合、会員は、毎月15日(当行休業日の場合は前営業日)までに当行に申し出ることにより、当行が認める範囲で、次回約定支払日に支払うべきリボルビング払いにかかる弁済金(元金定額方式の場合は手数料を除きます。)を臨時に増額することができるものとします。

〈第6章 相殺に関する条項〉

第33条 (当行からの相殺)

1. 会員がショッピング、並びにキャッシングの債務を履行すべき場合には、当行はショッピング利用代金、分割払手数料、リボルビング払いの手数料、遅延損害金、キャッシング利用代金、利息、遅延損害金等この取引から生じる一切の債権と預金その他当行の負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺

することができます。この場合、書面により通知するものとします。

2. 第1項により相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとし、預金利率については預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第34条 (会員からの相殺)

1. 会員は支払期にある預金その他当行に対する債権とこの取引から生じる一切の債務とを、その債務の支払期が未到来であっても、相殺することができます。
2. 第1項により相殺する場合、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。
3. 第1項により相殺した場合における債権債務の利息および遅延損害金の計算については、その期間を当行の計算実行の日までとし、預金利率については預金規定の定めによります。

第35条 (相殺における充当の指定)

1. 当行から相殺する場合に、本会員が本規約にもとづくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、当行は債権保全上の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定することができ、本会員はその指定に対して異議を述べることはできません。
2. 本会員から相殺をする場合に、本会員が本規約にもとづくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、本会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、本会員がどの相殺にあてるかを指定しなかったときは当行が指定することができ、本会員はその指定に対して異議を述べることはできません。
3. 本会員の当行に対する債務のうち1つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて第2項の会員の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ担保、保証の有無の状況等を考慮して、どの債務の相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項なお書き、または第3項によって、当行が指定する本会員の債務について期限の未到来の債務があるときは、期限が到来したものとします。

【お問合せ・相談窓口】

1. 商品などについてのお問合せ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 本規約についてのお問合せ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面(会員規約第29条第5項)については、当行におたずねください。

株式会社岩手銀行 クレジットカードセンター

〒020-8688 住所 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

TEL0120-120086

【当行または三菱UFJニコスの加盟信用情報機関の名称、問合せ電話番号、住所、およびホームページアドレス、加盟企業の概要】

名 称	所 在 地	電話番号	ホームページ (URL)
全国銀行個人信用情報センター (KSC)	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1	03-3214-5020	http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html
株式会社シー・アイ・シー (CIC)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階	0120-810-414	https://www.cic.co.jp/
株式会社日本信用情報機構 (JICC)	〒101-0042 東京都千代田区神田 東松下町41-1	0570-055-955	http://www.jicc.co.jp/

※加盟信用情報機関の業務内容、加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。

※株式会社シー・アイ・シー (CIC) は、割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関です。

※株式会社日本信用情報機構 (JICC) は、貸金業法に基づく指定信用情報機関です。

【当行または三菱UFJニコスの加盟信用情報機関に登録される情報とその期間】

登録情報	登 録 期 間		
	全国銀行個人信用情報センター (KSC)	株式会社シー・アイ・シー (CIC)	株式会社日本信用情報機構 (JICC)
①本人を特定する情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間		
②本契約にかかる申し込みをした事実	当機関に照会した日から1年を超えない期間	当機関に照会した日から6か月間	照会日から6か月以内
③本契約にかかる客観的な取引事実	契約期間中および契約終了日 (完済日) より5年を超えない期間	契約期間中および契約終了後5年以内	契約継続中および契約終了後5年以内 (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
④本契約にかかる債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了日 (完済日) より5年を超えない期間	契約期間中および契約終了日から5年間	契約継続中および契約終了後5年以内

【当行または三菱UFJニコスの加盟信用情報機関】

名 称	当 行	三菱UFJニコス
全国銀行個人信用情報センター (KSC)	○	—
株式会社シー・アイ・シー (CIC)	○	○
株式会社日本信用情報機構 (JICC)	—	○

【当行または三菱UFJニコスの加盟信用情報機関が提携する個人信用情報機関】

加盟信用情報機関	提携信用情報機関
全国銀行個人信用情報センター (KSC)	株式会社シー・アイ・シー (CIC) ・ 株式会社日本信用情報機構 (JICC)
株式会社シー・アイ・シー (CIC)	全国銀行個人信用情報センター (KSC) ・ 株式会社日本信用情報機構 (JICC)
株式会社日本信用情報機構 (JICC)	全国銀行個人信用情報センター (KSC) ・ 株式会社シー・アイ・シー (CIC)

《1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、分割払い（含むボーナス併用分割払い）について》

●1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、分割払い（含むボーナス併用分割払い）の支払回数、支払期間、手数料率（実質年率）

支払回数(回)	1回	2回	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回	20回	24回	ボーナス一括
支払期間(ヵ月)	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	10ヵ月	12ヵ月	15ヵ月	18ヵ月	20ヵ月	24ヵ月	1～6ヵ月
手数料率 (実質年率)	0%	0%	12.30%	13.50%	13.80%	14.52%	14.76%	15.00%			0%	

※1 1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、分割払い・ボーナス併用分割払いの支払回数は、原則上記表に記載の通りとします。ただし、当行が承認した場合には上記支払回数以外の利用ができるものとし、この場合の分割払いの手数料は、当行所定の実質年率（本表支払回数毎の実質年率に準じます。この場合、支払回数が少ない方から最も近い本表支払回数に対応する実質年率とします。）にて計算するものとします。

※2 ※1にかかわらず、一部の分割払い取扱加盟店では、支払回数、分割払いの手数料率（実質年率）が異なる場合があります。

※3 ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は1月（冬期）と7月（夏期）とし、最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。なお、会員の利用日、支払回数によっては、ボーナス併用分割払いのお取扱いができない場合があります。

●分割払いのお支払例：10月1日に現金価格6万円（消費税込）の商品を6回払い（手数料率（実質年率）13.80%）でご購入された場合

支払回数 手数料率(実質年率)	3回払い (12.30%)	5回払い (13.50%)	6回払い (13.80%)	10回払い (14.52%)	12回払い (14.76%)	15回払い (15.00%)	18回払い (15.00%)	20回払い (15.00%)	24回払い (15.00%)
分割支払金の 利用代金(現金 価格)に対する 割合	0.34018964	0.20680031	0.17343883	0.10677497	0.09014507	0.07352643	0.06238475	0.05682037	0.04848662

(1)分割支払金（月々の支払額）

60,000円×0.17343883＝10,406円（1円未満切捨て。以下同じ）

(2)支払総額（分割支払金合計）

62,330円（元利均等残債方式により、最終回の支払額は端数調整しております。）

第1回目お支払い (11月10日)	第2回目お支払い (12月10日)
分割支払金 10,406円 内手数料※1 $60,000円 \times 13.80\% \times 26日 \div 365日 = 589円$ 元金 $10,406円 - 589円 = 9,817円$ 支払後残元金 $60,000円 - 9,817円 = 50,183円$	分割支払金 10,406円 内手数料※2 $50,183円 \times 13.80\% \div 12ヵ月 = 577円$ 元金 $10,406円 - 577円 = 9,829円$ 支払後残元金 $50,183円 - 9,829円 = 40,354円$

※1 初回は日割計算となります。

※2 2回目以降は月利計算となります。以下、第3回目以降の分割支払金の内訳は次表のとおりとなります。

(単位：円)

支払回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	合計
分割支払金	10,406	10,406	10,406	10,406	10,406	10,300	62,330
内手数料	589	577	464	349	234	117	2,330
内元金	9,817	9,829	9,942	10,057	10,172	10,183	60,000
支払後残元金	50,183	40,354	30,412	20,355	10,183	0	-

《リボルビング払い (含むボーナス併用リボルビング払い) について》

●リボルビング払い (含むボーナス併用リボルビング払い) の手数料率
実質年率 15.00% (毎月締切日の翌日から翌月締切日までの日割計算)

●リボルビングお支払コース (「毎月のお支払額」算定表)

方式	締切日のご利用残高 お支払コース	10万円以下	10万円超 20万円以下	20万円超 30万円以下	30万円超 40万円以下	40万円超 50万円以下	50万円超 60万円以下	60万円超 10万円増す毎に
		元金定額方式	(1)定額コース (元金別に6種類)	元金 (5千円・1万円・2万円・3万円・4万円・5万円) + 手数料 (ご利用残高に対する日割計算)				
残高 スライド 方式	(2)5千円コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	1万円ずつ 加算
	(3)1万円コース	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	
	(4)2万円コース	2万円		3万円	4万円	5万円	6万円	
	(5)3万円コース	3万円			4万円	5万円	6万円	
	(6)4万円コース	4万円				5万円	6万円	
	(7)5万円コース	5万円					6万円	
●ボーナス月加算お支払い：会員の方があらかじめ選択した月 (年2回) に、ボーナス加算額を通常のお支払額に加えてお支払いいただきます。								

●元金定額方式の場合：リボルビングご利用残高 (元金) がご指定されたコースのお支払額に満たない場合は、リボルビングご利用残高 (元金) (リボルビング払い手数料がある場合には、元金との合計額) をお支払いいただきます。

●残高スライド方式の場合：リボルビングご利用残高 (元金) と手数料の合計額が各コースの最低お支払額に満たないときは、その合計額をお支払いいただきます。

●リボルビング払いのお支払例：10月1日に現金価格3万円
(消費税込)のご利用をされた場合

元金定額方式で「定額5千円コース」の場合	残高スライド方式で「5千円コース」の場合
※第1回目お支払い(11月10日) 弁済金 5,000円(元金5,000円、手数料0円) ※第2回目お支払い(12月10日) 弁済金 5,371円(元金5,000円、手数料371円) 手数料 371円= $(3万円 \times 15.00\% \times 26日 \div 365日)$ $+ \{(3万円 - 5千円) \times 15.0\% \times 5日 \div 365日\}$ 以下弁済金は 1月10日 5,297円(内手数料297円)、 2月10日 5,243円(同243円)、 3月10日 5,180円(同180円)、 4月10日 5,104円(同104円)、 5月10日 53円(同53円)で完済となります。	※第1回目お支払い(11月10日) 弁済金 5,000円(元金5,000円、手数料0円) ※第2回目お支払い(12月10日) 弁済金 5,000円(元金4,629円、手数料371円) 手数料 371円= $(3万円 \times 15.00\% \times 26日 \div 365日)$ $+ \{(3万円 - 5千円) \times 15.0\% \times 5日 \div 365日\}$ 元金 4,629円=5,000円(弁済金) - 371円(手数料) 以下弁済金は 1月10日 5,000円(内手数料297円)、 2月10日 5,000円(同248円)、 3月10日 5,000円(同188円)、 4月10日 5,000円(同115円)、 5月10日 1,286円(同67円) 6月10日 12円(同12円)で完済となります。

《キャッシングサービスのご案内》

●キャッシングサービス利率

一般カード：実質年率14.95%

ゴールドカード：実質年率14.95%

(ご利用日数による日割計算)

・遅延損害金：実質年率19.92%

・当行所定の基準により金利を優遇した場合は、上記金利とは異なる場合があります。

・1回払いの場合、上記利率とし、ご利用日の翌日から支払日までの日割計算。リボルビング払いの場合も、上記利率とし、ご利用後1回目の支払いはご利用日の翌日から締切日までの日割計算。2回目以降の支払いは締切日翌日から翌月締切日までの日割計算。

・ATM利用手数料

利用金額1万円以下：100円(消費税別)

利用金額1万円超：200円(消費税別)

<繰上返済の方法一覧>

	分割払い※1	リボルビング 払い※1※2	キャッシング 1回払い※1	キャッシング リボ払い※1※2
1. ATMによるご返済 日本国内の提携金融機関 のATM等から入金して 返済する方法※3	×	○ (一部繰上 返済のみ)	×	○ (一部繰上 返済のみ)
2. 口座振替によるご返済 事前に当行に申し出ること により、約定支払日に 口座振替により返済する 方法※4	×	○	×	○
3. 口座振込でのご返済 事前に当行に申し出のうえ、 当行指定口座への振込に より返済する方法※5	○	○	○	○
4. 持参によるご返済 事前に当行に申し出のうえ、 当行に現金を持参して返 済する方法※6	○	○	○	○

※1 リボルビング払いの全額繰上返済とキャッシング一括払いおよびキャッシングリボルビング払いの全額繰上返済の場合は、日割計算にて返済日までの手数料を併せて支払うものとし、分割払いの繰上返済の場合は、当行所定の計算方法により算出された期限未到来の手数料のうち、当行所定の割合による金額を精算いたします。

※2 リボルビング払いの一部繰上返済およびキャッシングリボルビング払いの一部繰上返済の場合、原則、返済金全額を元本に充当するものとし、次回以降の約定支払日に、日割計算にて残元本に応じた手数料を支払うものとし、

※3 原則、千円以上千円単位となります。(一部、1万円単位でのご返済となるATMあり)

※4 毎月15日まで当行へ連絡があった場合は、翌月の請求金額に増額して支払期日に口座振替により返済することができます。

※5 口座振込での返済については、当行への事前連絡が必要です。また、他の金融機関を利用して返済いただく際の振込手数料は会員の負担となります。

※6 一部取扱えない支店・営業所・サービスセンターなどがありますので、事前に当行へ連絡のうえ確認してください。

※ いずれの支払方法も、当行が別途定める期間内での利用が可能です。また、当行所定の方法により手続きがされなかった場合は、繰上返済として取扱いできない場合があります。

以 上

I be One + (DC) 規定 (2009. 9. 1 改定)

1. I be One +

- (1) IbeOne+ (以下「本カード」といいます。)とは、株式会社岩手銀行(以下「当行」または「岩手銀行」といいます。)の普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ。)のキャッシュカード(ただし「いわぎんICキャッシュカード規定」所定の代理人カードは除くものとします。)としての機能(「いわぎんICキャッシュカード規定」により定められた機能をいい、以下「キャッシュカードサービス」といいます。)と、当行および三菱UFJニコス株式会社(以下「当社」または「三菱UFJニコス」といいます。)のクレジットカードとしての機能(「IbeOne(DC)会員規約」により定められた機能をいい、以下「クレジットカードサービス」といいます。)を一体化し、双方の機能を1枚で提供するカードのことをいうものとします。なお、本カードの表面には、「IbeOne+」と表示するほか、氏名、(ローマ字で表記されるため、当行へお届けの本カードの普通預金口座の口座名義の表記とは必ずしも一致しません。)クレジットカードサービスの会員番号・有効期限およびキャッシュカードサービスの普通預金口座番号等が表示されるものとします。
- (2)「普通預金規定」、「いわぎんICキャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」、「IbeOne(DC)会員規約」、「IbeOne+(DC)規定」(以下「本規定」といいます。)等の承認のうえ、当行および当社に本カードの利用を申込み、当行および当社が認めた者(以下「利用者」といいます。)に対し、当行および当社は「いわぎんICキャッシュカード規定」により発行されるキャッシュカード(以下「いわぎんキャッシュカード」といいます。)および「IbeOne(DC)会員規約」により発行されるクレジットカード(以下「IbeOneカード」といいます。)に代えて、本カードを発行するものとします。
- (3)クレジットカードサービスの利用代金等を決済する預金口座(以下「決済口座」といいます。)は、当該本カードの普通預金口座とするものとします。

2. 本カードの所有者

- (1)本カードの所有権は当行に帰属するものとし、利用者へは、当行および当社の承認のもとに貸与するものとします。
- (2)本カードを貸与された利用者は、直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。
- (3)利用者は善良なる管理者の注意をもって本カードの使用・保管・管理を行うものとします。また、利用者は本カードを他人に譲渡、質入れしてはならず、また、他人に貸与、占有、または使用させることはできないものとします。
- (4)当行または当社から本カードの返却の請求があった場合は、利用者はその請求にしたがって、本カードを返却するものとします。

3. 既存のいわぎんキャッシュカードの取扱い

- (1)1.(2)項に基づいて本カードが発行された場合において、利用者が本カードの決済口座についてのいわぎんキャッシュカードを既に貸

与されている場合には、本カード発行日以降の当行所定の日に既に貸与されていたいわぎんキャッシュカードは無効となるものとします。

- (2)利用者は、本カードの貸与を受けたときは既に貸与されていたいわぎんキャッシュカードを速やかに磁気ストライプ部分およびICチップ部分をハサミ等で裁断のうえ、破棄してください。破棄しないことにより、万が一損害などが発生したとしても、当行は責任を負わないものとします。

4. 本カードのお申込および審査

- (1)本カードのお申込は当行で受付けるものとし、本カードのクレジットカードサービスの利用のお申込については、当行および当社が会員資格の審査をさせていただくものとします。
- (2)前項のクレジットカードサービス会員資格の審査結果で、資格を満たさない場合（以下「クレジットカード利用不可の場合」といいます。）は、当行から本カード申込書記載の住所宛に通知状を郵送させていただきます。
- (3)クレジットカード利用不可の場合で、当行が既に決済口座についてキャッシュカードを発行している場合、当行へのキャッシュカードサービスの利用のお申込についても無効となるものとします。
- (4)クレジットカード利用不可の場合で、当行が決済口座についてキャッシュカードを発行していない場合には、当行はキャッシュカードを発行し、利用者へ貸与するものとします。

5. 本カードの発行および交付

- (1)本カードの発行は、当行または当社が指定する第三者に委託して行うことができるものとします。また、カードの交付についても、当行または当社が指定する第三者に委託して行うことができるものとします。
- (2)本カードが、ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には当行で所定の期間のみ保管をします。この場合、当行のお取引店またはクレジットカードセンターにご確認のうえその指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは解約のうえ破棄しますので、利用をご希望の場合はあらためて本カードのお申込が必要となります。

6. 本カードの取扱い

- (1)利用者は、預入れ・払戻し・振込・振替・現金の借受等の取引が可能な機器（以下「自動機」といいます。）において本カードを利用する場合は、本カード表面に記載されているカード挿入方向の指示に従って、キャッシュカードサービスとクレジットカードサービスを使い分けするものとします。
- (2)利用者が本カードのデビットカードとしてのサービス（「デビットカード取引規定」により定められた機能をいいます。）およびクレジットカードサービスの両サービスを使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれのサービスを利用するかについて、当該加盟店に申告するも

のとします。

- (3)第1項および第2項において利用者の過失により使用方法を錯誤した場合に生じる不利益・損失等については、利用者の負担とし、また利用者は、利用者の過失により使用方法を錯誤した場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

7. 本カードの有効期限

- (1)本カードの有効期限は、当行および当社が指定するものとし、カード表面に表示した月の末日までとします。なお、この有効期限は、キャッシュカードサービスとクレジットカードサービスとに共通の有効期限とします。
- (2)当行および当社は、カード有効期限までに退会の申出がなく、かつ、当行および当社が引き続き利用を認めた場合、有効期限を更新した新たな本カード（以下「更新カード」といいます。）を発行し貸与するものとします。
- (3)更新前の本カードのキャッシュカードサービスは、利用者が更新カードのキャッシュカードサービスを利用した以降、失効するものとします。
- (4)利用者は、更新カードの貸与を受けたときは、速やかに当行へ更新前の本カードの返却手続きをするものとします。または、利用者の責任において、磁気ストライプ部分およびICチップ部分をハサミ等で裁断のうえ、破棄するものとします。

8. 紛失・盗難等

- (1)利用者は、本カードが紛失・盗難・詐欺・横領等（以下「紛失・盗難等」といいます。）にあった場合には、直ちにその旨を当行および当社に通知し、最寄りの警察署に届出を行うものとします。
- (2)紛失・盗難等の通知を当行または当社が受けた場合は、両社は、紛失・盗難等の連絡内容の確認など所定の手続きにしたがって、キャッシュカードサービスおよびクレジットカードサービスを停止するものとします。両社のシステムが休止している間に連絡を受けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本カードのご利用の安全を図るための措置であり、利用者からのカード喪失の通知においての誤りなどがあり、カードが利用できないことが生じても、当行および当社は一切責任を負わないものとします。
- (3)利用者は、本カードが紛失・盗難等にあつた場合には、第1項の通知のほか当行に所定の書面により届出を行うものとします。この届出前に生じた損害については、別に定める場合を除き当行は責任を負わないものとします。
- (4)本カードの紛失・盗難等により生じた損害処理のうち、キャッシュカードサービスに関わる損害については、「いわぎんICキャッシュカード規定」が、クレジットカードサービスに関わる損害については「IbeOne (DC) 会員規約」がそれぞれ適用されるものとします。
- (5)紛失等の通知により本カードのサービスを停止している状態で、当行に所定の書面による届出および再発行手続きを行わない場合、

有効期限をもって本カードは退会となり、更新カードは発行しないものとします。

9. 届出事項の変更

- (1)住所、氏名、電話番号、勤務先等に変更があった場合または、クレジットカードサービスの暗証番号もしくは決済口座を変更する場合には、利用者は遅滞なく当行に所定の書面により届出を行うものとします。利用者が届出した変更事項は、当行から当社へ連絡し、これをもって「IbeOne (DC) 会員規約」に定める届出があったものとします。
- (2)第1項のうち氏名に変更があった場合およびクレジットカードサービスの暗証番号を変更する場合、または決済口座を変更する場合には第13条所定の再発行手続きがとられるものとします。

10. 本カードの退会

- (1)利用者は本カードをいつでも退会できるものとします。ただし、退会にあたっては、当行に所定の書面による届出を提出するものとし、自動融資サービスにかかる債務がある場合、その債務全額を本カード退会時に弁済するものとします。
- (2)退会時には当行へ本カードの返却手続きをするものとします。
- (3)本カード退会によりキャッシュカードの発行を利用者が希望する場合は、当行へキャッシュカード発行にかかる所定の書面により届出をおこなうものとします。

11. 本カードのカード種類変更等

- (1)本カードの種類変更については、一般カードからゴールドカードへの切替希望の場合、本条第2項の手続きをとるものとします。上記以外の種類変更の場合は、本カードを退会のうえ、あらためてご希望のカード種類をお申込みください。
- (2)利用者は、本カードのクレジットカードサービスのうち一般カードからゴールドカードへの切替を申込み場合は、当行に所定の書面を提出するものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもって、変更の申込みが当社にあったものとします。
- (3)前項に基づいて、新たに本カード（以下「新本カード」といいます。）が発行された場合には、利用者が貸与されていた種類変更前の本カードのキャッシュカードサービスおよびクレジットカードサービスについては、新本カード発行日以降の当行および当社所定の日に失効するものとします。
- (4)利用者は新本カードの貸与を受けたときは、種別変更前の本カードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を速やかにハサミ等で裁断のうえ破棄してください。破棄しないことにより、万が一損害などが発生したとしても、当行および当社は責任を負わないものとします。

12. クレジットカード機能の利用停止

- (1)利用者が本規定または「IbeOne (DC) 会員規約」に違反しもしくは違反するおそれがある場合には、当社は利用者あて事前に通知・催告

することなく、会員資格を取消することができるものとします。

- (2) 当行および当社が前項により会員資格の取消を行った場合には、当行は本カードのキャッシュカードサービスに係る契約を特に利用者に事前に通知することなく解約できるものとします。この場合、利用者はキャッシュカードサービスを利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。
- (3) 当行および当社が第1項により会員資格の取消を行った場合には、当行および当社は利用者あて事前に通知・催告等を行うことなく当行および当社の自動機や加盟店等を通じて、それぞれの判断で本カードを回収することができるものとします。利用者は、当行または当社から本カード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。

13. カードの再発行等

- (1) 本カードの再発行を申込みときには、当行に所定の書面を提出してください。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもって「IbeOne (DC) 会員規約」に定める届出があったものとします。
- (2) 前項の場合、当該本カードを当行に返却するものとします。なお、新たに再発行カードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカードサービスおよびクレジットカードサービスを利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。ただし、当行が返還の必要がないと判断した場合は、この限りではありません。
- (3) 当行および当社が第1項に定めるカードの再発行に応じるときは、当行および当社が所定の手続きをした後に再発行します。
- (4) 利用者は当行および当社所定の再発行手数料の請求があった場合には、当該請求金額を支払うものとします。

14. 情報管理

- (1) 利用者は、本カード発行に関する業務遂行上必要な範囲で、当行、当社および両社が業務を委託する第三者との間で、本カードに表示または記録される当該利用者に関する情報の提供または交換がなされることを承認するものとします。
- (2) 利用者は、本カードの発行、管理等業務遂行上必要な範囲で、当行および当社間で当該利用者の属性情報（当該利用者が当行および当社に対し本カード申込時に申込書等により届出した情報および第9条に基づいて届出した情報をさすものとします。）、本カードのサービスの全部または一部の利用の可否の判断に関わる当該利用者の情報（第7条、第8条、第10条、第11条、第12条および第13条記載の事項、「いわぎんICキャッシュカード規定」または「IbeOne (DC) 会員規約」に違反した事実等）の提供または交換がなされることを承認するものとします。
- (3) 利用者はあらかじめ下記の事項に同意し、その同意確認のため申込書の所定の欄に捺印を行うものとします。

①利用者が、本カードに関して当行に届出を行った属性情報の内容および本カードに一体化されたIbeOneカードの利用内容を、当社が以下の目的で利用するために必要な範囲で、当行が当社に提供すること。

【目的】当社が取扱う商品・サービス等の利用者へのご案内

②利用者が、本カードに関して当行に届出を行った属性情報の内容および本カードに一体化されたいわぎんキャッシュカードの普通預金に関する当行との取引内容を当社が以下の目的で利用するために必要な範囲で、当行が当社に提供すること。

【目的】当社が取扱う商品・サービス等の利用者へのご案内

(4)当行、当社および両社が業務を委託する第三者は、保有する利用者の情報を厳正に管理し、利用者のプライバシー保護について十分注意を払うとともに、利用者の情報を目的以外には使用しないものとします。

15. 規定の準用

(1)本規定に特段の定めがない場合は、本カードのキャッシュカードサービスについては、「普通預金規定」、「いわぎんICキャッシュカード規定」、および「デビットカード取引規定」等を、クレジットカードサービスについては「IbeOne (DC) 会員規約」等を準用するものとします。

(2)本規定、「普通預金規定」、「いわぎんICキャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」および「IbeOne (DC) 会員規約」等の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。

16. 本規定の改定

本規定が改定され、その改定内容を当行または当社の所定の方法により、利用者に通知された後に、当該利用者が本カードを利用したときは、当行および当社は、当該利用者がその改定を承認したものとみなします。

以 上

〈第1章 一般条項〉

第1条 (委託の範囲)

1. 私がIbeOne (DC) (以下「クレジットカード」という。)の申込みを行うにあたり、株式会社いわぎんディーシーカード(以下「保証会社」という。)に委託する保証の範囲は下記の各号とします。
 - (1)「IbeOne (DC) 会員規約」に基づき、私が株式会社岩手銀行(以下「銀行」という。)に対し負担する、利用代金、利息、手数料、損害金その他クレジットカード取引による一切の債務全額とします。ただし、年会費は対象とならないものとします。
 - (2)私が銀行から融資を受ける「いわぎん自動融資サービス規定」の借入金、利息、損害金、その他一切の債務全額とします。
2. 前項の保証は保証会社が保証を適当と認め、これに基づいて銀行がクレジットカードを発行したときに前項(1)が、また保証会社が保証を適当と認め、これに基づいて銀行が融資を実行したとき(極度借入の場合は私が銀行と取引を開始したとき)に前項(2)が成立するものとします。
3. 前項の保証内容は、私が保証会社および銀行との間に締結している「IbeOne (DC) 会員規約」、「いわぎん自動融資サービス規定」の各条項によるものとします。

第2条 (代位弁済)

1. 私が銀行との「IbeOne (DC) 会員規約」、「いわぎん自動融資サービス規定」に違反したため保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なくして弁済されても異議ありません。
2. 私は、保証会社が求償権を行使する場合には、この約款の各条項のほか、私が銀行との間に締結した「IbeOne (DC) 会員規約」、「いわぎん自動融資サービス規定」の各条項を適用されても異議ありません。

第3条 (求償権)

私は、保証会社の私に対する下記各号に定める求償権について弁済の責に任じます。

- (1)前条による保証会社の出捐額。
- (2)いわぎん自動融資サービスにかかる債務については、保証会社が弁済した翌日から年利14.4%の所定の割合(365日の日割計算)による遅延損害金。
- (3)クレジットカードにかかる債務については、保証会社が弁済した翌日から以下の所定の割合(365日の日割計算)による遅延損害金。
 - ①ショッピングの2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払いの場合は年利6.0%
 - ②①以外のショッピング払いの場合は年利14.4%
 - ③キャッシングサービスの場合は年利14.4%
- (4)保証会社がその債権保全あるいは実行のために要した費用の総額。

第4条 (求償権の事前行使)

私が下記の各号の一つにでも該当したときは、第2条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議ありません。

- (1)弁済期が到来したときまたは被保証債務の期限の利益を失ったとき。
- (2)仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生などの申立があったとき。
- (3)租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。
- (4)支払を停止したとき。
- (5)手形交換所の取引停止処分があったとき。
- (6)保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき。
- (7)その他債権保全のため必要と認められたとき。

第5条 (中止・解約・終了)

1. 原債務または保証会社宛債務の不履行や信用情報機関の信用情報等に基づき、保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。
2. 前項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続きをとり、保証会社には負担をかけません。
3. 私と銀行との間のクレジットカード契約および当座貸越契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は、保証会社が保証委託契約書を私宛に返却しない取扱いをしたとしても異存ありません。

第6条 (通知義務)

1. 私または私の連帯保証人が、その住所、氏名、勤務先等に変更を生じ、その他求償権の行使に影響ある事態が発生したときは、直ちに書面をもって通知し保証会社の指示に従います。
2. 私の財産、経営、業況、収入等について、保証会社から求められたときは、直ちに通知し、帳簿閲覧ならびに担保物件等の調査に協力いたします。
3. 前第1項の届出がないために、保証会社が私または連帯保証人に対して届出の郵便物宛先に送付する郵便物が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第7条 (成年後見人等の届出)

1. 私および連帯保証人またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社に届けるものとします。
2. 私および連帯保証人またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。

3. 私および連帯保証人またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届けるものとします。
4. 私および連帯保証人またはその代理人は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けるものとします。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、保証会社は責任を負いません。

第8条 (担保)

私は保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求められたときは遅滞なくこれに応じ一切異議を申立ていたしません。

第9条 (充当の指定)

1. 私または連帯保証人の弁済金が、本件保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当されて差支えありません。
2. 私または連帯保証人が保証会社に対し、本件保証による求償債務のほかに他の債務を負担しているとき、私または連帯保証人の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法によりいずれの債務に充当されて差支えありません。

第10条 (費用の負担)

私は、保証会社が被保証債権保全のために要した費用ならびに第2条によって取得された権利の保全もしくは行使、または担保の保全もしくは処分に要した費用を負担します。

第11条 (連帯保証人)

連帯保証人は、この約款の各条項を承認のうえ、第3条の求償債務、第10条の費用償還債務の一切について、私と連帯して履行責任を負います。

第12条 (公正証書の作成)

私は保証会社の請求があるときはただちに求償債務に関し、強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手続きを行います。

第13条 (管轄裁判所の合意)

私はこの保証に関しての紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず、保証会社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

〈第2章 個人信用情報の取扱い条項〉

第14条 (個人情報の収集・保有・利用・提供および登録に関する同意)

1. 私および連帯保証人（予定者を含む。以下同じ。）は、本約款に基づく保証委託契約（契約の申込みを含む。以下同じ。）を含む保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という。）を保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。

(1)保証委託契約申込時や契約成立後に私および連帯保証人が届け出た、私の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等の事項

- (2)保証委託契約申込日、契約成立日、保証委託金額等、本約款に基づく保証委託契約に関する事項
 - (3)本約款に基づく保証委託取引状況、支払状況
 - (4)本約款に関する私および連帯保証人の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、私および連帯保証人が申告した私および連帯保証人の資産、負債、収入、支出、保証会社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況
 - (5)私および連帯保証人が提出した、確定申告書(写)等、所得を証明する書類の記載事項
 - (6)私および連帯保証人または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
 - (7)犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認書類の記載事項
 - (8)官報に掲載された情報等、公開されている情報
2. 私は、保証会社が前第1項に基づき収集した個人情報、保護措置を講じたうえで銀行に提供し、銀行がクレジットカード取引およびいわぎん自動融資サービス取引の与信判断および与信後の管理のために利用することに同意します。
 3. 保証会社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、私および連帯保証人の個人情報が登録されている場合には、私および連帯保証人の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
 4. 私および連帯保証人の本約款に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、保証会社の加盟する個人信用情報機関に本約款末尾の表に定める期間登録され、保証会社が加盟する信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、私の支払能力に関する調査の目的に限り、利用されることに同意します。
 5. 保証会社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要は本約款末尾に記載されていることを確認します。また、保証会社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知されることに異存ありません。
 6. 保証会社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要は、本約款末尾に記載されていることを確認します。
 7. 保証会社が加盟する個人信用情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約の種類、契約日、保証委託金額、保証残高、支払方法、支払状況等の情報であることに異存ありません。
 8. 私および連帯保証人は、保証会社が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。また、保証会社が本約款に基づく契約を含む保証会社との取引の管理のため、

住民票等公的機関が発行する書類を収集するに際し、公的機関から個人情報の提供を求められた場合、当該個人情報を提供することに同意します。

9. 私および連帯保証人は、保証会社および保証会社が加盟する個人情報情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。
- (1)保証会社を開示を求める場合には、本約款末尾に記載の保証会社お客様相談室に連絡するものとします。開示手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細を知ることができます。
- (2)個人情報情報機関を開示を求める場合には、本約款末尾に記載の個人情報情報機関に連絡するものとします。
10. 私および連帯保証人は、保証委託契約申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本条各項の内容の全部または一部を承認できない場合、保証委託契約を断られたとしても異議ありません。
11. 私および連帯保証人の個人情報に関するお問合わせや開示・訂正・削除の申出、またはご意見の申し出等は、本約款末尾に記載している保証会社の連絡先まで連絡するものとします。
12. 本約款に基づく保証委託契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、前第1項、第4項および本約款末尾の表①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることがないことに異存ありません。

〈第3章 総則〉

第15条（規約の変更）

本規約の変更について、保証会社から変更内容を通知した後または新保証委託約款を送付した後にクレジットカードまたはいわぎん自動融資サービスを利用したときは、私に変更事項または新保証委託約款を承認したものとみなして構いません。

[保証会社が加盟する個人情報情報機関の名称、問合せ電話番号、住所、およびホームページアドレス、加盟企業の概要]

株式会社シー・アイ・シー（CIC）

電話番号 0120-810-414

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7

新宿ファーストウエスト15階

<https://www.cic.co.jp/>

（主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人情報情報機関）

※全国銀行個人情報センター（KSC）は、2009年3月31日に退会しております。

※株式会社シーシービー (CCB) は、2009年8月1日に株式会社日本信用情報機構 (JICC) と合併しております。

※株式会社日本信用情報機構 (JICC) は、2010年3月31日に退会しております。

なお、各個人信用情報機関の規約、入会資格、入会している企業のリスト等は、各個人信用情報機関のホームページに掲載されております。

〔保証会社が加盟する個人信用情報機関に登録される情報とその期間〕

登録情報	登録の期間
	株式会社シー・アイ・シー (CIC)
①本約款にかかる申込みをした事実	当機関に照会した日から6ヶ月間
②本約款にかかる客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
③本契約にかかる債務支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了日から5年間

〔保証会社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関の名称、問合せ電話番号、住所、およびホームページアドレス、加盟企業の概要〕

全国銀行個人信用情報センター (KSC)

電話番号 03-3214-5020

〒100-8216

東京都千代田区丸の内1-3-1

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

(主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関)

株式会社日本信用情報機構 (JICC)

電話番号 0570-055-955

〒101-0042

東京都千代田区神田東松下町41-1

<http://www.jicc.co.jp/>

(主に貸金業者を加盟会員とする個人信用情報機関)

〔保証会社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関の加盟会員が利用する情報〕

上記「保証会社が加盟する個人信用情報機関に登録される情報とその期間」の表に記載された項目のうち、「③本契約にかかる債務の支払いを延滞等した事実」となります。

〔個人情報のお問合せや開示・訂正・削除の窓口〕
株式会社いわぎんディーシーカード（お客様相談室）
〒020-0871 岩手県盛岡市中ノ橋通1-2-14
電話 019-622-1073

以 上

